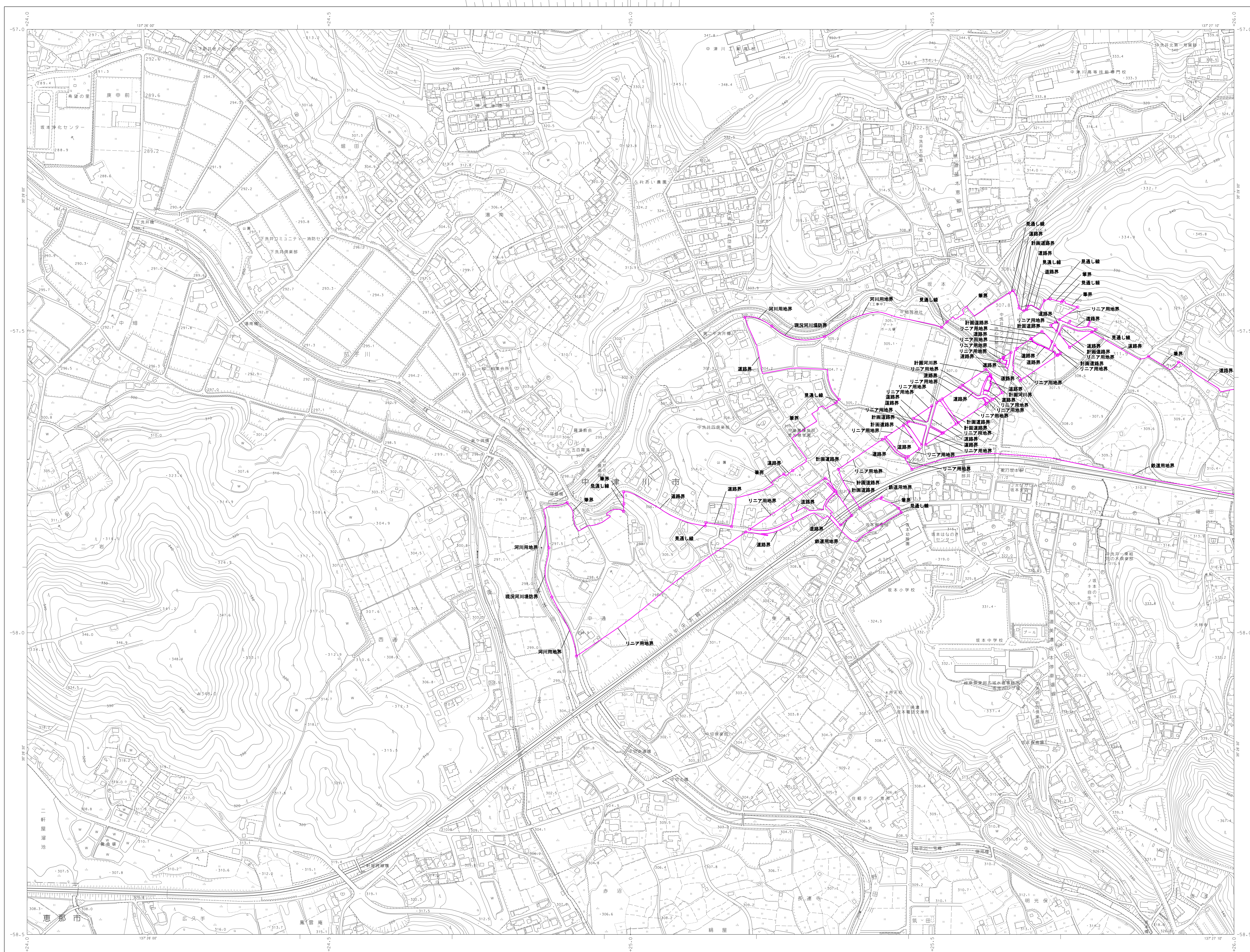


# 中津川市 都市計画基本図



199	200	201
210	211	212
	221	222



記号	説明
○	公園
□	自動車駐車場
■	都市計画自動車駐車場
△	その他の都市施設
□	都市公園
---	目に見えない境界線
---	目に見える地物と一致する境界線
---	土地区画整理事業施行区域

凡例		種別	容積率
一低	第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域	100/80
二低	第二種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	100/80
一中	第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	100/80
二中	第二種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	200/80
一住	第一種住居地域	第一種住居地域	200/80
二住	第二種住居地域	第二種住居地域	200/80
準住	準住居地域	準住居地域	200/80
近商	近隣商業地域	近隣商業地域	200/80
商業	商業地域	商業地域	400/80
準工	準工業地域	準工業地域	200/80
工業	工業地域	工業地域	200/80
工専	工業専用地域	工業専用地域	200/80
	無指定地域Ⅲ	無指定地域Ⅲ	200/80
	無指定地域Ⅴ	無指定地域Ⅴ	200/70
	高度利用地区	高度利用地区	
	都市計画公園	都市計画公園	
	都市計画自動車駐車場	都市計画自動車駐車場	
	その他の都市施設	その他の都市施設	
	都市公園	都市公園	
	目に見えない境界線	目に見えない境界線	
	目に見える地物と一致する境界線	目に見える地物と一致する境界線	
	土地区画整理事業施行区域	土地区画整理事業施行区域	

座標参照系の換算数字はJIS2011を指定する。  
JIS2011は、平成23年10月21日時点の測量法施行令  
（昭和33年令第22号）第2条第3項第3号を改正し、  
改正は米尺からメートル法  
図面に表示してある座標値は4メートル単位  
の値は0.5メートル単位  
図面に表示してある座標値は4メートル単位  
の値は0.5メートル単位  
高さの基準は東京湾の平均海面  
等高線の間隔は2メートル

株式会社トイ調製

1. 平成13年測量	1. (1)平成12年7月 測量
2. 平成15年測量	2. (2)平成12年10月 測量
3. 平成16年測量	3. (3)平成13年3月 測量
4. 平成25年測量	4. (4)平成14年8月 測量
5. 平成25年新規	5. (5)平成17年11月 測量
	6. (6)平成18年11月 測量
	7. (7)平成23年11月 測量
	8. (8)平成24年8月 測量

1:2,500

「この図面は、国土庁長官の認定を受けたものである。」  
《測量法》第26条第2号

中津川市

No.211